

## 出産育児一時金の上げについて

### ◎ 改正の趣旨及び内容

#### ・改正の趣旨

出産に係る経済的負担を軽減するため、国民健康保険加入者に支給している出産育児一時金を増額する。

#### ・改正の内容

国(厚生労働省)は、諮問機関である社会保障審議会医療保険部会に出産育児一時金の増額を諮問したところ、当該部会の「議論の整理」(令和4年12月15日)において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。

これを受け、国は、全国一律で出産育児一時金を現行の42万円から50万円に増額することとし、健康保険法施行令等の改正事務を進めております。

本市においても、令和5年4月1日から同様の引き上げを行うため、銚子市国民健康保険条例について所要の改正を行います。

### ○ 出産育児一時金支給金額の比較

	出産育児一時金	産科医療補償制度の掛金	総額
現行	40.8万円	1.2万円	42万円
改正後	48.8万円	1.2万円	50万円

※ 産科医療補償制度・・・分娩中の予期せぬ事故で子どもが重度の障害(脳性麻痺など)を負ったとき、その家族へ補償金を支払う制度

### ○ 過去5年間における出産育児一時金執行状況

年度	件数	支出額
平成30年度	30件	12,482,822円
令和元年度	37件	15,593,178円
令和2年度	28件	11,712,000円
令和3年度	25件	10,484,000円
令和4年度	19件	7,780,540円
計	139件	58,052,540円

(令和5年1月末現在)

※ 出産育児一時金は、実際の出産費用が42万円に達しない場合、42万円と実際の出産費用の差額を後日、世帯主が市に請求できるものであり、このため、支給額に端数が生じる。